

第6回 和光市空家等対策協議会 議事要旨

開催日時	令和8年2月2日(月) 10時00分～11時30分
開催場所	和光市役所 3階 第2委員会室
出席者	柴崎光子委員(代理出席:福田都市整備部長)、田口(小栗)知子委員、宇部章子委員、萩原圭一委員、益子智之委員、長瀬幸子委員、上原真人委員、松島明子委員、飯牟礼俊和委員、塚田大輔委員、大野久芳委員(順不同)
欠席者	なし
事務局	都市整備課:渡邊、村山、日下部、箕浦 建築課:山根
次第	1 挨拶 2 委員紹介 3 会長・副会長選出 4 議事 【検討事項】 (1)和光市空家等対策実施計画【資料1・2】 (2)管理不全空家等・特定空家等 認定基準・スケジュール【資料3・4・5】 【報告事項】 (1)民間事業者との連携について【資料6】 5 事務連絡 6 閉会
傍聴者	0人

■議事要旨

1 挨拶

〈事務局より資料確認及び会議成立の報告等を実施〉

〈柴崎市長(代理:福田都市整備部長)より挨拶〉

空家等に関する問題は、社会問題の一つとして取り上げられ、市民の皆様の関心も高まってきている。本市においても、今後、少子高齢化の進展など様々な理由から空家が増加していくものと思われ、市内全域の課題であると認識している。

このような情勢を受け、令和7年3月に和光市空家等対策計画を策定した。今年度については、令和7年度以降の空家等対策の進め方を定める和光市空家等対策実施計画の作成、管理不全空家等・特定空家等の認定基準の作成を進めている。

委員の皆さまの様々な専門性や見識、経験、思いを当協議会で発揮いただきたい。

2 委員紹介

〈事務局より名簿順に委員紹介〉

3 会長・副会長選出

〈和光市空家等対策協議会条例第5条第2項に基づき、会長に益子委員、副会長に飯牟礼委員を選出〉

4 議事

〈事務局〉

会議は市民参加条例第12条第4項の規定により公開する。

会議録は同条第6項の規定により公表する。なお、会議録は発言者の名称と、その発言の要点を記載する要点記録の形式とする。

【検討事項】

(1)和光市空家等対策実施計画【資料1・2】

〈会議資料に基づき事務局より説明〉

[質疑応答]

〈萩原委員〉

空家等管理活用支援法人とは、どのようなやり取りを行っているか。

〈事務局〉

空家等管理活用支援法人については、令和8年度に募集を行う予定であり、現在、募集要項の作成に取り組んでいる。

〈萩原委員〉

他の自治体では、空家等管理活用支援法人にどのような団体が指定されているのか。

〈事務局〉

地元に着した団体などが指定されている。例えば、相談窓口としては、地元の不動産屋などが指定されている。

(2)管理不全空家等・特定空家等 認定基準・スケジュール【資料3・4・5】

〈会議資料に基づき事務局より説明〉

[質疑応答]

〈上原委員〉

敷地内に入るには許可が必要だと思うが、許可が取れない場合には、外観から判断することになるのか。

〈事務局〉

基本的には外観から判断することになる。

〈塚田委員〉

市内で空家等に関する相談・苦情件数はどれほどあるのか。

〈事務局〉

空家等に関する相談・苦情は年間20～30件あり、そのうち、管理不全空家等の候補となる事例は1割程度になる。

〈田口(小栗)委員〉

認定基準は、他の自治体などを参考に作成したのか。

また、認定基準の項目によって基礎点にかなり配分の差があるが、どのような基準で決めているのか。

〈事務局〉

認定基準については、国と埼玉県がガイドラインを示しており、評価項目等は、これらを参考に作成している。点数配分は、これらのガイドラインで示されていないため、市町村の裁量で定めることとなるので、他の自治体の認定基準をもとに作成している。

建築物については、崩壊の程度が1つの判断の基準となると考えており、崩壊している場合は特定空家等、傾いている場合や半壊している場合には管理不全空家等の候補となるような点数配分にしている。

〈益子会長〉

衛生・生活環境上の状態について、例えば、各評価項目のAが7件、Bが2件の場合は、どのように総合判断をA・Bランクへ判定するのか。

〈事務局〉

衛生・生活環境上の状態については、数量的に判断を行うのが困難ではあるため、主観による判断になっている。今後は、どのような理由で総合判断をA・Bランクとしたか説明できるようにする。

【検討事項】

(1)民間事業者との連携について【資料6】

〈会議資料に基づき事務局より説明〉

[質疑応答]

〈飯牟礼副会長〉

株式会社クラッソーネの「空き家の迷惑度診断」について、認定基準との整合性は取れているのか。

〈事務局〉

「空き家の迷惑度診断」と認定基準の整合性は、確認できていない。後日、確認し、報告する。

※「空き家の迷惑度診断」は株式会社クラッソーネが国のガイドラインを参考に開発しており、実際に診断を行った結果、認定基準と同様の結果が得られた。

5 事務連絡

〈事務局より意見書の提出について説明〉

6 閉会

以上